

※申請をお考えの場合は学校へご相談ください。  
 期限はR4.3.31ですが早めの申請をお勧めします。

【提出期限】 **令和4年3月31日** まで  
 【提出先】  
 仙台市立寺岡小学校 / 電話：378 - 7577

保護者の皆様へ

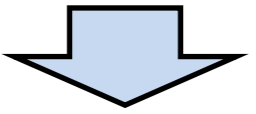
**令和3年度 就学援助制度のお知らせ【市立小・中学校（青陵中含む）】**

仙台市教育委員会学事課

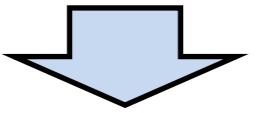
仙台市では、仙台市立小・中学校（中等教育学校前期課程を含む）に就学するお子様が安心して教育を受けられるよう、経済的理由などによりお困りの方のために就学援助制度を設けています。制度の利用をご希望の場合は、お子様が在籍する学校までご相談ください。

**(1) 申請方法及び注意事項**

**①申請書の交付**  
 ・在籍する学校より申請書を交付しますので、希望する場合は学校事務あてご連絡ください。



**②申請書の提出**  
 ・必要書類を添付し、申請書を学校まで提出してください。  
 ・小中学校のそれぞれにお子さまが通学している場合は、両方の学校に提出してください。



**③教育委員会での審査**  
 ・審査に必要な書類が不足している場合は、学校を通じて電話または文書にて依頼します。指定した期日までに提出されない場合、原則として申請取下げの扱いとしますのでご注意ください。  
 ・申請内容等により、結果のお知らせまでに2~3か月ほどお時間をいただく場合があります。



**④審査結果のお知らせ**  
 ・学校を通じて、文書により審査結果をお知らせします。  
 ・各援助費目の支払時期（目安）は、4ページをご覧ください。

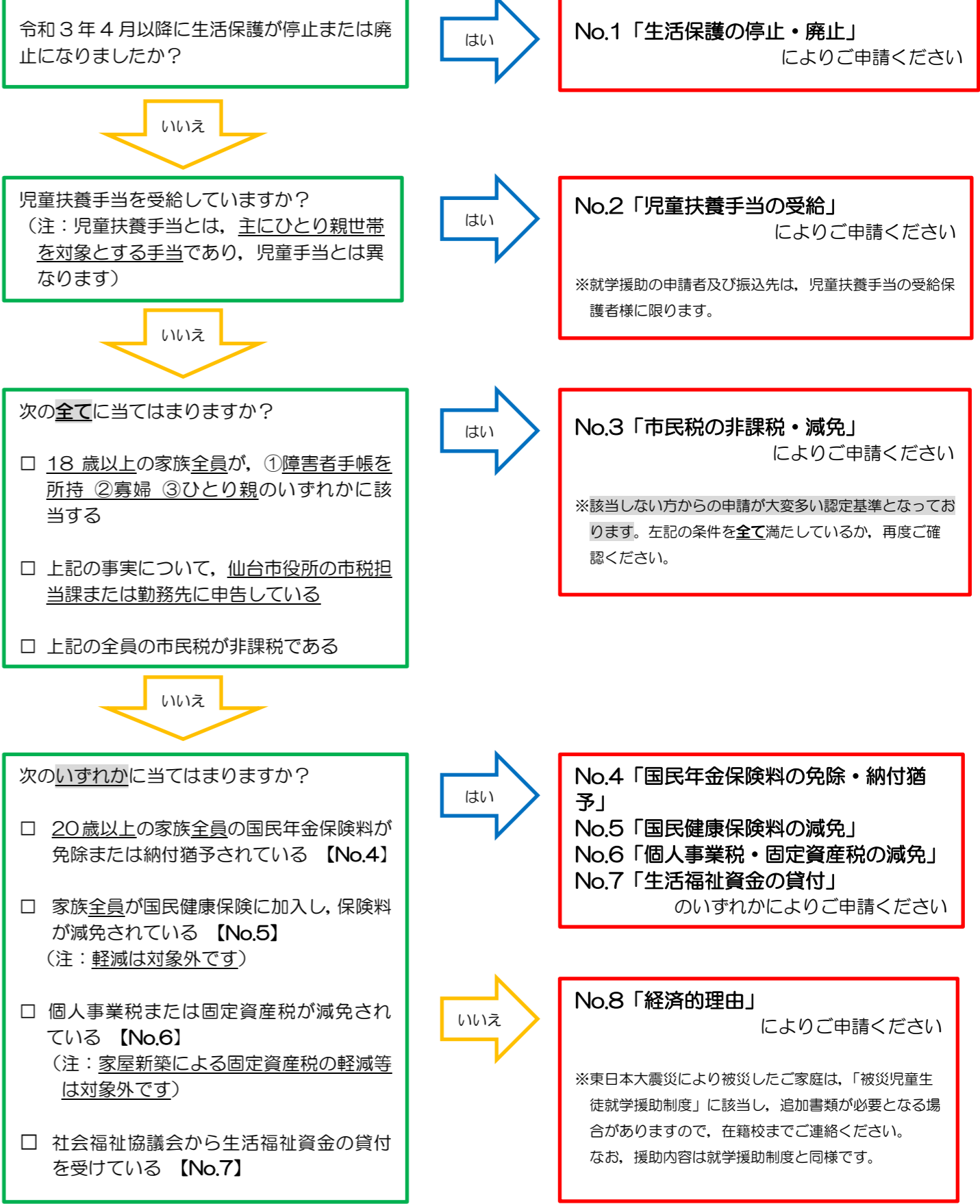
**【注意事項】**  
 ・各援助費目は、原則として申請書が学校に提出された月から対象となります。  
 ・4月からの認定を希望する場合は、4月30日までに申請書を提出してください。添付書類の発行に時間がかかる場合は、先に申請書のみを提出してください。  
 ・生活保護を受給している方は申請不要です。

**(2) 就学援助の認定基準**

**①該当する認定基準の確認**

・就学援助制度上の「**家族**」とは、同じ住居に住んでいる方全員を指します。なお、同じ住居に住んでいて**住民票上の世帯を分けている方も含みます**。また、**単身赴任等で別居している方も含みます**。  
 ・ほとんどの場合、No.2「**児童扶養手当の受給**」またはNo.8「**経済的理由**」での申請となります。

**確認フローチャート**



②認定基準

No.	該当理由	添付書類（コピー可）
1	生活保護の停止または廃止 【令和3年4月以降に停廃止された場合のみ対象】	<input type="checkbox"/> 生活保護停止または廃止決定通知書 ※停廃止理由や世帯状況等により、追加書類の提出を依頼する場合があります
2	児童扶養手当の受給	不要
3	市民税の非課税（地方税法第295条第1項該当のみ）または減免 【非課税は18歳以上の家族全員が、①障害者手帳を所持 ②寡婦③ひとり親のいずれかに該当する場合のみ対象】	不要 令和3年1月1日時点で仙台市に住民票がない方 <input type="checkbox"/> 令和3年度（令和2年分）市・県民税非課税証明書または減免通知書【当時お住まいの市町村で発行】 ※18歳以上の家族全員分の提出が必要です
4	国民年金保険料の免除または納付猶予 【20歳以上の家族全員が免除または納付猶予されている場合のみ対象】	<input type="checkbox"/> 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書【日本年金機構より通知】 ※令和3年4月以降の保険料が免除・納付猶予されているか確認します また、令和3年7月以降に更新状況を確認します
5	国民健康保険料の減免 【家族全員が国民健康保険に加入し、以下のいずれかの事由により保険料が減免されている場合のみ対象】  ①失業等により所得が激減した ②災害により所有する住宅または家財に損害を受けた ③冷害・凍霜害・干害等により農作物に被害を受けた	<input type="checkbox"/> 令和3年度 国民健康保険料減免決定通知書【各区役所・総合支所より通知】
6	個人事業税または固定資産税の減免 【個人事業税：災害による減免のみ対象】 【固定資産税：家屋新築による軽減等は対象外】	<input type="checkbox"/> 個人事業税減額通知書【県税事務所より通知】または <input type="checkbox"/> 令和3年度 固定資産税課税明細書【市役所より通知】 ※いずれの書類も、減額理由が確認できるページが必要となります
7	生活福祉資金貸付の利用 【社会福祉協議会からの貸付のみ対象】	<input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付決定通知書または償還整理帳【社会福祉協議会より発行】
8	経済的理由 【家族の年間総収入額または所得額が下記の基準額以下となることが見込まれる方】	申請時点では不要 ※申請内容や世帯状況等を確認の上、直近の収入状況が確認できる資料（給与明細書・源泉徴収票・確定申告書等）の提出を後日依頼する場合があります。  令和3年1月1日時点で仙台市に住民票がない方 <input type="checkbox"/> 令和3年度（令和2年分）市・県民税（非）課税証明書【当時お住まいの市町村で発行】 ※18歳以上の家族全員分（学生は除く）の提出が必要です

家族数	給与収入 (控除前の支払金額)	所得金額
2人	2,702,000円	1,710,000円
3人	3,342,000円	2,158,000円
4人	3,900,000円	2,580,000円
5人	4,340,000円	2,932,000円
6人	5,030,000円	3,482,400円
7人	5,455,000円	3,821,600円

(3) 援助内容

- 金額は令和2年度の年額です。令和3年度の内容については、7月頃に仙台市HP等でお知らせします。
- 就学援助制度は下記の援助費目を支給するものであり、**学校納付金を免除するものではありません。**
- 就学援助費（学校給食費・医療費を除く）は、申請時に指定された口座に振り込みをいたします。

援助費目	小学校		中学校		支給時期 (予定)
	1年	2~6年	1年	2年・3年	
学用品費	11,630円	13,900円	22,730円	25,000円	10月・3月
新入学学用品費	51,060円 ※小学校入学前に受給していない場合は、7月に支給	/	60,000円 ※小学校6年次に受給していない場合は、7月に支給	/	3月 または 7月
修学旅行費	交通費・宿泊料・見学料等（一部経費除く）				学校での経費精算後
校外活動費	宿泊	交通費・宿泊料・見学料等（一部経費除く）			学校での経費精算後
	遠足	交通費・見学料等（一部経費除く） (上限：1,600円)	交通費・見学料等（一部経費除く） (上限：2,310円)		10月 または 3月
通学費	実費 ※支給条件がありますので、備考欄をご確認ください				10月・3月
体育実技用具費	/		実費 ※体育の授業（柔道・剣道の実技）に必要な特定の用具を購入した場合		10月 または 3月
卒業アルバム購入費	実費（上限：11,000円） ※小学校6年次のみ		実費（上限：8,800円） ※中学校3年次のみ		3月
学校給食費	実費（教育委員会負担）				/
医療費	実費（教育委員会から病院等に直接支払） ※支給対象となる疾病に限りがありますので、備考欄をご確認ください				/

【備考】

- 学用品費は年2回に分けて支給します。年度途中の認定の場合は月割計算となります。
- 新入学学用品費は、入学前年度の3月に入学前支給（生活保護費の入学準備金を含む）を受けていない方のうち、令和3年4月1日付で就学援助の認定を受けた方（4月中に申請をした方）のみ対象となります。
- 修学旅行費及び校外活動費は、就学援助の認定日以降に参加した行事についてのみ支給の対象となります。
- 通学費は、通学距離（片道）が小学校では4km、中学校では6km以上であり、公共交通機関を利用して通学する場合に対象となります。指定学校以外の学校や中等教育学校に通学している場合は対象外です。
- 学校給食費は認定日以降の分が支給対象となり、教育委員会が負担します。
- 医療費の支給対象となる疾病は、【虫歯・慢性副鼻腔炎・中耳炎・アデノイド・結膜炎（ウイルス性に限る）・白癬・疥癬・膿痂疹・寄生虫病・トラコーマ】に限りします。  
上記の疾病により医療機関を受診する前に、学校の医療券担当者に必ずご相談ください。受診時に必要となる医療券を教育委員会より発行します。

問い合わせ先

お子様が在籍している学校の事務担当者 電話 022-(378)-7577  
 仙台市教育委員会 学事課奨学調整係 電話 022-(214)-8861